



2022年3月4日

各 位

会社名 株式会社サンセイランディック
代表者名 代表取締役社長 松崎 隆司
(コード番号：3277 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理管掌 永田 武司
(TEL. 03-5252-7511)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年3月29日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定に関する議案を2022年3月29日開催の第46回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議すること（以下「本議案」という。）を決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

1. 本制度改定の概要

当社は、2017年3月29日開催の第41回定時株主総会において、第5号議案「取締役の報酬額の変更及び当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本株式」という。）の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認を頂いておりましたが、本定時株主総会において、「本株式の払込期日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除、退任時の取扱い及び組織再編等における取扱いについても、所要の修正を加えることとなります。

更に、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権を5事業年度の初年度に、5事業年度にわたる職務執行の対価として一括して支給し、その総額は1億円以内、また、新たに発行又は処分する本株式の総数は、年14万株以内（実質的には1事業年度につき2千万円以内での金銭報酬債権の支給に相当し、これによりは発行又は処分する本株式は2万8千株以内の交付になる）としておりましたが、本議案において対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内、新たに発行又は処分する本株式の総数は、年4万株以内に改定する旨を付議いたします。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有、より長期的に株式を保有させることを目的とするものであり、本制度にかかる譲渡制限期間等や報酬枠を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上